

## インバウンド受入支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### (1) 業務の目的

インバウンド（訪日外国人旅行者）は、南部地区であれば「首里城」や「国際通り」、北部地区は「美ら海水族館」のコースが定番化している。一方で、クルーズ船社や旅行社は沖縄観光のリピーター向けに体験型観光施設等の新たな周遊先を求めている状況である。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け県内のインバウンドが激減しており、アフターコロナを見据えた観光対策が必要である。このような現状への対策として、中部広域圏内の魅力づくりと情報発信及びインバウンドが来た際の受入体制の整備が重要となる。なお、インバウンド受入体制の整備に関しては、専門知識を有する者からのアドバイス等による支援が必要不可欠である。

このことから、沖縄県中部広域圏内（沖縄市・うるま市・北谷町・北中城村・中城村）でインバウンド受入を行う観光施設等を対象に、インバウンドに関する専門知識を有する者から受入れに関するアドバイス等の支援を行うことにより、観光施設等のインバウンド受入体制整備の支援に取り組むことを目的とする。

#### (2) 業務名称

インバウンド受入支援事業業務委託

#### (3) 業務内容

別添「業務仕様書」に基づく

#### (4) 業務期間

令和2年8月3日（月）から令和2年10月30日（金）まで

#### (5) 業務決定方法

公募型プロポーザル（企画提案書等書類審査）

#### (6) 提案書類

5. 提案書類等の通り

### 2. 提案上限額 1, 133, 000円（消費税込）以内とする。

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

### 3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

- (3) 会社更生法（平成18年法第10号）、民事再生法（平成11年法第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者。
- (5) 旅行業登録（第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業のいずれか）の許認可を受けており、インバウンド業界に関する豊富な知見及び知識を有していること。
- (6) 過去5年以内に同種・類似業務実績を有すること。ここでいう同種・類似業務とは、インバウンドに関する業務やこれと類似する業務をいう。
- (7) 参加しようとする者の所在地が沖縄県内にあること。
- (8) その他本業務を確実に遂行できること。

#### 4. スケジュール

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| (1) 公募開始及び実施要領配布期間 | 令和2年7月13日(月)～7月22日(水)  |
| (2) 質問書の受付期間       | 7月13日(月)～7月20日(月)17時まで |
| (3) 質問書に対する回答      | 7月21日(火)               |
| (4) 提案書類の提出期限      | 7月22日(水)17時まで          |
| (5) 審査（書類審査）       | 7月28日(火) ※予定           |
| (6) 審査結果通知         | 7月29日(水)               |
| (7) 契約             | 7月31日(金) ※予定           |

#### 5. 提案書類等

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 会社概要（様式第2号）
- (3) 業務実績調書（様式第3号）  
※受託業務の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること
- (4) 担当技術者調書（様式第4号）
- (5) 技術責任者の実績等調書（様式第5号）
- (6) 企画提案書（任意様式、A4用紙、10ページ以内）  
下記のテーマについて、提案内容をまとめること。（詳細は、「インバウンド受入支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」を参照してください。）  
ア 業務実施方針  
イ 業務実施体制及び工程について  
ウ 業務実施内容について  
エ その他事項
- (7) 業務スケジュール（任意様式、A4用紙（A3用紙でも可））
- (8) 参考見積書（任意様式、A4用紙）
- (9) 滞納のない証明書等（法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税）
- (10) 旅行業登録の許認可を受けていることを証明する書類

## 6. 提案書類の提出方法

(1) 提出方法：持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限内必着）

ア 提出先：中部広域市町村圏事務組合 広域連携課 クルーズ係

所在地：〒904-2162 沖縄県沖縄市海邦2丁目9番35号 中部市町村会館2階

電話番号：098-929-1695

イ 提出期限：令和2年7月22日（水）17時まで

ウ 提出部数：提案書類 7部（原本1部・副本6部）

## 7. 質問書の受付及び回答

(1) プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問書（様式第6号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。

【質問受付期間】令和2年7月13日（月）～7月20日（月）17時まで

【提出先】6. (1)に同じ

【提出先メールアドレス】cruise@chubukouiki-okinawa.jp

(2) 質問の回答は、一括して令和2年7月21日（火）に当組合ホームページにて回答する。

## 8. 審査方法

プロポーザルの審査は本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

### (1) 審査（書類審査）

提出された提案書類を下記9に示す評価基準に基づいて審査し、最も高い評価を得た提案者を契約候補者として選定する。ただし、合計評価点が満点の60%以上でなければ最優秀提案者として選定しないものとする。

### (2) 審査結果の通知

審査結果をFAX及び書面により通知する。

※ なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、上記に示す審査と同様の選定方法とする。

## 9. 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

企業実績等（経営規模、経営年数、業務実績、地理的優位性）	20点満点
技術者実績等（経験年数、業務実績）	10点満点
提案内容の業務実施方針（提案の具体性、提案の適格性、提案の実現性）	60点満点

## 10. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格を満たさないもの

(2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- (3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

## 11. 契約に関する事項

### (1) 業務委託契約候補者の特定

評価委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

- ① 候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ③ 候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ④ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

### (2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、当組合の定める本業務委託契約に係る予定価格の範囲内とする。

### (3) 業務委託契約内容及び実施条件

- ① 本業務の委託契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ② 業務実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により当組合がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

## 12. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。